

相模原市議会災害時等基本方針

相模原市議会は、議会基本条例において、大規模災害等不測の事態が発生したときは、迅速かつ適切に対応することとしている。

災害時にあっては、当局と連携し、非常の事態に即した役割が求められる。

災害時の非常対応は、固定的なものではなく、災害の規模や態様、また時間の経過とともに変化するものである。

特に、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図る必要がある。

こうしたことから、本市議会では市民の安全確保と迅速な災害対策に寄与するため、災害時における基本方針を次のとおり定めるものとする。

- (1) 議会は、災害等の状況に応じ、相模原市議会災害対策会議を設置するなど、必要な体制をとりながら、相模原市災害対策本部及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- (2) 議会は、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、災害初期においては、緊急の場合を除き、会派及び議員からの要望を相模原市議会災害対策会議に設置する窓口を通して提出する。
- (3) 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括にあたる。
- (4) 議長は、会派及び議員へ適切な情報提供を行う。
- (5) 議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取り組みが円滑にできるよう努める。